平成２３年（フ）第６１８号
石川県河北郡津幡町字能瀬ト４番地２　サンパティー能瀬Ｉ棟101号、従前の住所東京都中野区本町６丁目４番５号201
債務者　谷　　翔太
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６１９号
金沢市寺町４丁目８番12号
債務者　中野　孝二
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２号
金沢市有松２丁目１番７号　レトリート有松201、従前の住所神奈川県相模原市相模湖町寸沢嵐2886番地46
債務者　山口　　忍
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第８号
石川県白山市小川町535番地、従前の住所石川県白山市成町418番地34
債務者　北井　智子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
山梨県甲府市上石田３丁目７番３号　南西ビル201
債務者　秋山　晃一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
山梨県甲府市里吉２丁目９番９―287号
債務者　中野　美幸（旧姓藏田）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
長野市居町83番地　グランドハイツ居町305、前住所長野県下高井郡山ノ内町大字戸狩953番地２
債務者　藤原　美子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
長野県松本市埋橋２丁目９番11号　Ｆ号室
債務者　林　　正宏
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３４０号
長野県松本市笹部２丁目10番37号
債務者　小林　弘子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３４２号
長野県松本市波田5324番地５
債務者　髙橋　和江
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３４４号
長野県東筑摩郡生坂村1053番地の１
債務者　平林　鐵夫
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９号
長野県東筑摩郡朝日村大字西洗馬1340番地、前住所長野県塩尻市大字大小屋26番地７イーグルハイツ201
債務者　山辺　正樹
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６９号
長野県飯田市大瀬木1913番地
債務者　宮嶋　　要
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第８２号
長野県飯田市上郷黒田105番地２　市営住宅62―２号
債務者　笠松ダニカ　ローズ（登録原票上の氏名ＫＡＳＡＭＡＴＳＵ　ＤＡＮＩＫＡ　ＲＯＳＥ　ＧＡＲＣＩＡ）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第９２号
長野県伊那市下新田3119番地２
債務者　神山　久美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第９３号
長野県伊那市中央5236番地
債務者　北原　昌子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第６３６号
岐阜市大宝町２丁目10番地
債務者　三木　亨祐
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岐阜地方裁判所